

第1条(本特約)

- (1) 本特約は、第2条(1)に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し「NICOSカード会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合は、本特約が優先し適用されるものとします。
- (2) 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き会員規約上の定義によるものとします。
- (3) 本特約が変更され、変更内容を通知した後または新特約を送付した後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

- (1) 本カードは三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」といいます。)とJX日鉱日石エネルギー株式会社(以下「甲」といいます。)との提携にもとづき、当社が発行する次のクレジットカードをいいます。
 - ENEOS NICOS VISAカード
 - ENEOS NICOS MasterCard
- (2) 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、甲を通じて当社に入会を申込みものとします。
- (3) 当社が本カードの本人会員または家族会員として入会を認めた方を会員といたします。

第3条(特典およびサービスの利用)

- (1) 会員は、当社が提供する特典およびサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。
- (2) 会員は、甲が提供する特典およびサービスを受ける場合、甲所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条(甲の指定する店舗でのカードショッピングの支払金の支払方法)

* 甲の指定する店舗の詳細については、甲のホームページ等にてご確認ください。

(1) カードショッピングの支払金の支払方法

甲の指定する店舗および甲の指定するENEOSカード加盟店SSを含む加盟店(以下「ENEOSカード加盟店」といいます。)でカードショッピングを利用する場合、カードショッピングの支払金の支払方法は、1回払い、分割払い、ボーナス1回払いのうちからの指定(ただし、商品・権利・サービスによっては支払方法のうち一部が指定できない場合があります。)となります。

(2) 締切日・支払日

甲の指定する店舗およびENEOSカード加盟店でのカードショッピングの利用代金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にカードショッピングの支払金をお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)からお支払いいただくことがあります。

(3) 支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料等

甲の指定する店舗およびENEOSカード加盟店でカードショッピングを利用する場合の支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下記のとおりとなります。

支払回数	1回	3回	6回	10回	15回	20回	ボーナス1回
(支払期間)	(1ヵ月)	(3ヵ月)	(6ヵ月)	(10ヵ月)	(15ヵ月)	(20ヵ月)	(1〜3ヵ月)
実質年率(%)	0	12.25	13.75	14.50	15.00	15.00	0
利用代金100円あたりの 分割払手数料の額(円)	0	2.04	4.08	6.80	10.20	13.60	0

(4) 支払方法の変更

甲の指定する店舗におけるカードショッピング利用代金の支払方法を会員規約第24条(1)④にもとづき変更する場合、支払金額については会員規約に定める締切日、分割払いの支払回数、分割払手数料(率)、リボルビング払手数料(率)、据置1回払いの手数を適用して当該変更にかかる再計算をします。ただし、当該利用代金について「ENEOSカードキャッシュバックシステム規定」にもとづきカードショッピング支払金請求時の値引が適用される利用代金については当該値引後の利用代金額を対象として計算します。

第5条(「楽Pay」特約会員が甲の指定する店舗で利用した場合の手数料の計算方法)

会員規約の「楽Pay」(以下「本サービス」といいます。)特約条項に定める特約会員が甲の指定する店舗でカードショッピングを利用した場合の本サービス利用の手数料は、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)のお支払後の日々の本サービス利用にかかるカードショッピングの支払金の残高に対し、当社所定の手数料率(実質年率15.00%)を乗じ、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)の翌日から翌月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までの期間の年365日とする日割計算により算出した額(1円未満の端数は切捨て)とします。ただし、本サービス利用にかかるカードショッピングの利用日から起算して最初に到来する締切日(毎月末日)が属する月の翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までの期間は手数料計算の対象としません。

ENEOSカード

「個人情報の取扱いに関する同意条項」(‘10.7.1改定)

第1条(本同意条項の適用)

ENEOSカード「個人情報の取扱いに関する同意条項」(以下「本同意条項」といいます。)は、「個人情報の取扱いに関する同意条項」と合わせて適用されるものとし、本同意条項と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本同意条項が優先し、適用されるものとします。なお、本同意条項で使用する用語の定義は、本同意条項で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

(1) 会員等は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

① 入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証の記号番号等、本人を特定するための情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ)。

② 入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。

③ 本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称：JX日鉱日石エネルギー株式会社

住所：東京都千代田区大手町2-6-3

電話番号：0120-56-8704

提携先名称：JX日鉱日石トレーディング株式会社

住所：東京都千代田区大手町2-6-3

電話番号：0120-87-0447

利用目的：イ) ENEOSカード機能・特典の提供およびENEOSカード利用実績の把握を行うために個人情報を利用すること。

ロ) 自らの商品・サービスおよびフェア開催のご案内に関する宣伝物・印刷物・電子メールの送付、市場調査・商品開発等サービス向上を目的としたお客様向けアンケートのご依頼のために個人情報を利用すること。

※ JX日鉱日石エネルギー株式会社の取扱商品・サービスは、JX日鉱日石エネルギーホームページをご覧ください。

(URL) <http://www.no.e.jx-group.co.jp/>

(2) 会員等は、三菱UFJニコスが提携先を通じてカードの入会申込をいただいた提携先の特約店または販売店(以下総称して「発行店」といいます。)に対して、(1)①②の内、氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・契約日お

および(1)③の内、ENEOSカード加盟SS(以下「SS」といいます。)での利用状況に関する個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、下記の目的のために当該個人情報を利用することに同意するものとします。

利用目的：イ)ENEOSカード機能・特典の提供を行うために個人情報を利用すること。

ロ)自らの商品・サービスおよびフェア開催のご案内に関する宣伝物・印刷物・電子メールの送付、市場調査・商品開発等サービス向上を目的としたお客様向けアンケートのご依頼のために個人情報を利用すること。

※お客様が入会申込手続きをいただいた発行店の名称は、カード裏面に表示しております。当該発行店の住所・連絡先は、JX日鉱日石エネルギーホームページをご覧ください。

(URL) <http://www.no.e.jx-group.co.jp/>

第3条(利用・提供中止の申出)

三菱UFJニコスまたは提携先は、第2条(1)(2)により同意を得た範囲内で三菱UFJニコスまたは提携先、発行店が当該情報を利用している場合であっても、会員等から中止の申出があった場合は、それ以降の三菱UFJニコスまたは提携先、発行店で利用を中止する措置をとります。中止の措置については、「個人情報の取扱いに関する同意条項」の第8条記載の窓口にご連絡ください。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。また、当該利用中止の申出により三菱UFJニコスまたは提携先、発行店および三菱UFJニコスの加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。なお、第2条(1)利用目的：イ)および第2条(2)利用目的：イ)において中止の申出があった場合は、ENEOSカード特典の提供ならびにENEOSカードシステムの運営に支障が生じるため、ENEOSカードの会員資格を取消すこととなります。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、JX日鉱日石エネルギーENEOSカードセンター(0570-090410)にご連絡ください。
- (2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

第5条(個人情報の譲渡・引継ぎについて)

- (1)三菱UFJニコス、提携先または発行店が合併、営業譲渡等の方法により事業を他事業者へ承継させた場合、個人情報は当該他事業者へ承継されるものとします。
- (2)カードの入会申込手続きをお取りいただいた発行店の運営が、他事業者へ変更された場合、個人情報は当該他事業者へ承継されるものとします。

第6条(電子メール配信に関する条項)

- (1)配信許諾のあった場合、販売促進のためおよびマーケティング活動・商品開発のための提携先または、入会申込を行ったSSおよび当該SSの運営会社から電子メールを配信することがあります。
- (2)電子メールを配信するために、入会申込を行ったSSおよび当該SSの運営会社に電子メールアドレスを含めた個人情報を開示することがあります。
- (3)(2)にもとづき入会申込を行ったSSおよび当該SSの運営会社へ開示された、電子メールアドレスを含む個人情報は、提携先と当該SS運営会社との間に締結された規約により、電子メール配信の目的以外に使用されず、また、正当な理由なしに第三者へ開示されることはありません。

